(二)　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

(三)　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項

(四)　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号

(五)　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成一三年政令第九号）

本則

(六)　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

(七)　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

2　この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三四号）の施行の日（平成二五年九月五日）から施行することとした。

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二五七号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第八六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二五年九月六日とすることとした。

◇**金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二五八号）（金融庁）

金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　発行者以外の者が行う公開買付け等に係る公表措置の見直し

発行者以外の者が行う公開買付け及びこれに準ずる買集め行為に関し、インサイダー取引規制が解除される公表措置として、①公開買付者等である「上場会社」が、取引所に通知することによる公表、②公開買付者等である「上場会社以外の者」が、被買付企業又は上場親会社に対し、取引所への通知を要請し、当該被買付企業又は当該親会社が、当該要請に基づき取引所に通知することによる公表、を追加することとした。（金融商品取引法施行令第三〇条関係）

2　企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う改正

金融商品取引法改正により、合併又は会社分割による株券等の承継がインサイダー取引規制の対象とされたことに伴い、株券等の合併又は分割による承継を公開買付者等関係者によるインサイダー取引の規制対象となる行為に追加するとともに、課徴金の計算の基準となる規定の整備をすることとした。（金融商品取引法施行令第三三条の三、第三三条の四、第三三条の一五及び第三三条の一六関係）

二　その他関係政令の一部改正（第二条及び第三条関係）

金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令、金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二五年九月六日）から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十三号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表環境省の項中「二、二一二人」を「二、二四〇人」に改め、同表合計の項中「二九六、七五六人」を「二九六、七八四人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月四日

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十四号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び局」の下に「並びに放射性物質汚染対処技術統括官」を加え、「第七条」を「第七条の二」に、「第五款　自然環境局（第三十七条―第四十一条）」を「第五款　自然環境局（第三十七条―第四十一条の二）」に改める。

第六款　放射性物質汚染対処技術統括官（第四十一条の三）

第二条の見出し中「局」の下に「並びに放射性物質汚染対処技術統括官」を加え、同条第一項中「四局」の下に「並びに放射性物質汚染対処技術統括官一人」を加える。

第六条第六号中「第十七条第四号及び第三十二条第七号において」を「以下」に改める。

第二章第一節中第七条の次に次の一条を加える。

（放射性物質汚染対処技術統括官の職務）

第七条の二　放射性物質汚染対処技術統括官は、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に係る技術に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。